

職員の申出に基づく降任制度実施要領の制定について

(平成17年8月8日岩警第1078号警察本部長)

〔沿革〕

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

この度、職員が自ら降任を申し出た場合における取扱いについて、別添「職員の申出に基づく降任制度実施要領」を新たに制定し、平成17年8月8日から施行することとしたので、部下職員に周知のうえ運用上誤りのないようになされたい。

職員の申出に基づく降任制度実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県警察職員の任用に関する訓令(昭和44年警察本部訓令第20号。以下「任用訓令」という。)第23条第3項の規定に基づき、職員自らの申出による降任の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(申出の方法)

第2 任用訓令第23条第1項の規定による申出は、毎年11月30日までに、職員降任申出書(様式第1号。以下「申出書」という。)により、所属長にあっては警務部長を、所属長以外の職員にあっては所属長を経由して本部長に対し行うものとする。ただし、この期限により難しい場合は、その都度行うものとする。

2 所属長自らが降任を申し出た場合は、警務部長は当該所属長と面接した上で意見書(様式第2号)により降任の申出に係る意見を付し、本部長に報告するものとする。

3 職員(所属長を除く。)が降任を申し出た場合は、所属長は当該職員と面接した上で、前項の意見書により降任の申出に係る意見を付し、本部長に報告するものとする。

4 本部長は、前項の規定により、職員の降任に係る所属長からの意見書による報告を受けた場合は、申出に係る事実について警務部長に確認を命じ、その結果を報告させるものとする。

(降任の決定)

第3 降任は、第2の規定による職員の申出に基づき、本部長が決定する。

(降任の時期)

第4 降任の発令は、原則として申出のあった年度内の定期人事異動の時に行うものとする。ただし、これにより難しいと本部長が認めた場合は、この限りでない。

(給与の取扱い)

第5 この要領に基づいて降任した職員の降任後の給与の取扱いについては、新たに発令された職に基づき、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年岩手

県人事委員会規則第12号)の定めるところによるものとする。

(降任した職員の再度の昇任)

第6 この要領に基づいて降任した職員は、その後の事情の変更により、再度昇任を希望することができる。この場合において、当該職員は、降任申出変更届(様式第3号)を、所属長を経由して本部長に提出するものとする。

2 前項の規定による職員の昇任については、現階級又は職にある他の職員と同様、任用訓令の定めるところによるものとする。

年 月 日	
岩手県警察本部長 殿	
所 属 階級(職名) 氏 名 (印) (職員番号)	
職 員 降 任 申 出 書	
私は、次の理由により、岩手県警察職員の任用に関する訓令第23条第1項に基づき降任を申し出ます。	
降任を申し出る理由	
降任後に希望する階級 又は職とその理由	希望する階級又は職
	【理由】
上記のとおり相違ありません。 また、降任後の給与は、初任給、昇格、昇給等に基づき決定されることについて同意いたします。	
年 月 日	
氏 名 (印)	

年 月 日

岩手県警察本部長 殿

警 務 部 長
(所 属 長)

公
印

意 見 書

次のとおり職員と面接した結果を踏まえ、降任に係る意見を付して報告します。

記

- 1 降任を申し出ている職員の所属、階級、職名、氏名、職員番号
- 2 職務内容及び勤務状況
- 3 面接実施日時
年 月 日 時 分 ~ 時 分までの間
- 4 降任を希望する具体的事由(面接結果)
- 5 警務部長(所属長)意見
- 6 その他

備考1 この様式は、所属長自らが降任を申し出た場合と所属長以外の職員が降任を申し出た場合のいずれにも共通して用いる。

2 様式に示されたもののうち、該当しない箇所は、適宜削除すること。

年 月 日

岩手県警察本部長 殿

所 属

階級(職名)

氏 名

(職員番号

印

)

降 任 申 出 変 更 届

私は、職員の申出に基づく降任制度実施要領第6第1項に基づき、降任を申し出た理由が消滅したので届け出ます。

事情変更等の内容とその理由

所 属 長 意 見

年 月 日

所 属 長

公
印